

～ 児童生徒・保護者の皆様へ ～ 卒業式におけるマスクの取扱い等について

令和5年2月13日北海道教育委員会

○ この度、国は、新型コロナウイルス感染症対策の見直しを行い、**今春行われる卒業式について、その教育的意義を考慮し、児童生徒や教職員は、式典全体を通じて、マスクを着用せずに出席することを基本とする方針を決定しました。**

○ 各学校では、この方針を基本としながら、学校や地域の実情に応じて、**卒業式を実施しますので、円滑な実施に向けて、皆様の御理解と御協力をお願いします。**



項 目		卒業式におけるマスクの取扱い（国の基本的な方針）
基本的な考え方	児童生徒	○ 児童生徒及び教職員については、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とします。
	保護者等	● 来賓や保護者等は、マスクを着用してください。
卒業式の内容	入退場	○ 児童生徒の入退場は、マスクを外して差し支えありません。
	式辞等	○ 校長の式辞や来賓の挨拶は、十分な身体的距離が確保されているため、児童生徒はマスクを外して差し支えありません。 ○ 壇上で式辞や祝辞等を述べる校長や来賓も、マスクを外して差し支えありません。
	卒業証書授与	○ 児童生徒はマスクを外して差し支えありません。 ○ 卒業証書を授与する校長等においても同様です。
	送辞や答辞	○ 十分な身体的距離を確保できるので、送辞や答辞を述べる児童生徒はマスクを外して差し支えありません。これを聞く児童生徒もマスクを外して差し支えありません。
	国歌・校歌の斉唱等	● 国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」を実施する時は、マスクの着用など一定の感染症対策を講じた上で実施します。
その他の留意事項	感染症対策	○ 参加者への咳エチケットの推奨、手の消毒や手洗い等の手指衛生など、必要な感染症対策をお願いします。
	会場	○ 着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、感染対策上の、来賓や保護者等の参加人数の制限はありません。（ただし、会場の広狭等により制限がある場合があります。）
	健康観察	○ 発熱に限らず、咽頭痛や咳等、普段と異なる症状がある場合については、卒業式への参加を控えるようお願いします。
	マスクの着脱	○ 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、マスクの着脱を強いることのないよう留意します。また、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう家庭での指導をお願いします。



※ ●はマスクの着用をお願いする（求める）場合です。